

「ぎふノウフクサポーター」登録要領

令和5年4月28日制定

令和6年2月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年3月31日一部改正

第1 目的

この要領は、岐阜県内で障がい者が農業に携わる「農福連携」により生産された農産物及びそれを使用した加工品等の商品（以下「ノウフク商品」という。）を積極的に取り扱う意向を有する企業、団体、個人事業主（製造業、卸売・仲卸・小売・飲食業、サービス業、消費者グループ等）を「ぎふノウフクサポーター」として登録することにより、ノウフク商品の取引を拡大し、農福連携の認知度向上を図ることを目的とする。

第2 定義

ぎふノウフクサポーター（以下「サポーター」という）とは、ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有している「企業、団体、個人事業主」（以下「企業・団体等」という。）であり、本要領による登録を受けたものをいう。

第3 サポーターの役割

サポーターは、県が推進する農福連携について理解し、ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有するほか、可能な範囲で以下の活動に取り組むものとする。

- （1）消費者や従業員等に向けたノウフク商品や関連情報のPR
- （2）県等が開催するイベントへの協力や情報発信等
- （3）ノウフク商品に対する消費者の意見等の情報収集

第4 登録要件

サポーターとして登録できる者は、以下の要件を満たす企業・団体等とする。

- （1）ノウフク商品を積極的に取り扱う意向を有すること。
- （2）サポーターとして、「企業・団体等の名称およびロゴマーク」（以下「サポーター情報」という。）を、県ホームページその他で広く公表されることを了承すること。
- （3）暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を目的としないこと。

第5 登録申請

サポーター登録を希望する企業・団体等は、「ぎふノウフクサポーター」登録申込書（様式第1号）または、申込フォーム（<https://logoform.jp/form/T8mB/280515>）（以下「申込書」という。）により知事へ申請するものとする。

第6 登録

知事は、申込書を提出した企業・団体等が第4の要件に該当すると認められるときは、原則として、四半期ごとにサポーターとして登録し、サポーター情報を県ホームページにおいて公表する。

第7 登録情報の変更

サポーターは、登録申請した内容に変更が生じた場合は、「ぎふノウフクサポーター」登録申込事項変更届（様式第2号）により速やかに知事へ届け出るものとする。

第8 県の支援

県は、サポーターに対し、以下の支援等を行うものとする。

- （1）サポーター登録証の交付
- （2）県ホームページでのサポーターの紹介
- （3）農福連携に関する情報提供
- （4）ノウフク商品のサンプル提供
- （5）販売PRグッズ（のぼり等）の提供

第9 登録期間

登録期間は、サポーターからの登録辞退の届出（様式第3号）がない限り継続するものとする。

第10 登録の取消

知事は、登録したサポーターが第3及び第4に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他サポーターとして適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

第11 情報の使用

サポーターに関し、県が収集した情報は、県及び（一社）岐阜県農畜産公社ぎふ農福連携推進センターが使用できるものとする。

第 12 事務局

サポーターの登録、情報収集及び情報提供等、当要領に関わる事務については、農政部農業経営課就農支援係が行う。

第 13 その他

この要領に定めるもののほか、サポーターの登録に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要領は、令和 5 年 4 月 2 8 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。